第2節 被害情報収集伝達計画

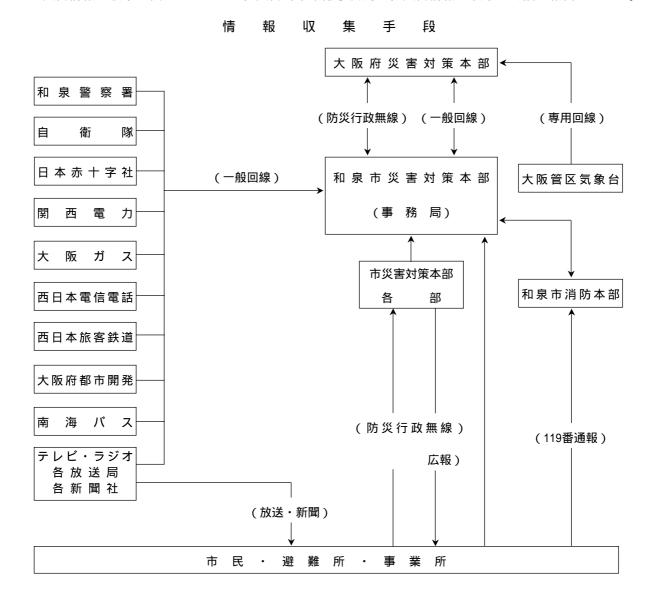
	活	動	Ø	ポ	1	ン	۲	関係機関
2 被害状況 (1) 通常 (2) 府へ (3) 消防	□	能の場 通報殺			5庁 なび消防庁			各課 各関係機関 共通

第1 計画の方針

地震発生後、市は、府及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の 実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第2 実施責任者

災害情報の収集・伝達については、災害対策本部事務局が、災害情報の収集・総括・報告にあたる。



報	告	項	目	報	告	主	管	部	報 (大	告 阪	府	先)	報	ł f	告	項	į	∄	報	告	主	管	部	報 (大	告 阪	府	先)
人的 関係	• 1	住家	被害	事		務		局	危	機	管	理	室	道	路	• 🕇	喬粱	関	係	±	木	下力	く道	部	±		木		部
火災	等	消防	関係	消	防	i	本	部			"			河	J		関		係			"					"		
社会 係	福	祉施	設関	健	康	福	祉	部	健	康	福	祉	部	砂 関		•]	重く	゙゙ヺ゙	n			"					"		
医	療	関	係	市	立	-	病	院			"			下	水	ì	道	関	係			"					"		
ご み 関係	処:	理施	設等	生	活	環	境	部	環均	竟農	林	水産	音部	公	1	ŧ	関		係	都	市	産	業	部			"		
水	道	関	係	水		道		部	健水	康	福道	祉	部部	造	共作成 均区均	也	· 災	宅	召	ま 政	ち	づ 策	<	り部	建	築	都	市	部
農地係	7	ため	池関	都	市	産	業	部	環均	竟農	林	水産	音部	教 係	育	• 3	文化	2財	関	学 社	校 会	教 教	育育	部 部	府	教育	育 柔	員	会
山地	边災	害	関 係			"					"																		

第3 災害情報の収集伝達

地震発生後、直ちに府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の 実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報(通報状況等)
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した被害情報
- (8) その他

2 災害状況の伝達

市が収集した被害状況を府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 災害の発生場所、区域等
- (2) 住民の生命財産の安否状況及び住民の避難状況
- (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ
- (4) 建物、道路、鉄軌道、河川、砂防、農地、ため池、山林等の被害状況
- (5) 上水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 消防、水防、医療救護等の応急措置の状況
- (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否
- (9) その他

3 調査収集報告の注意事項

(1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければな

らない。

- (2) 被害状況等収集に当たっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被害者氏名等を記入しておくものとする。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書により報告するものとする。
- 4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第4 大阪府への被害状況等の報告

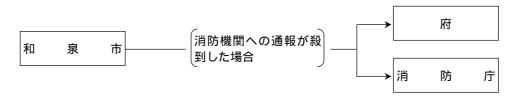
1 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により、基本的に大阪府(危機管理室)へ報告するが、地震が発生し、市区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

なお、報告は原則として大阪府防災情報システムにより行うものとし、当該情報システムが使用できない場合は、電話・ファックス等により行うものとする。

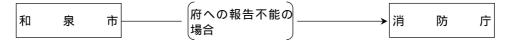
- (1) 市域で震度4以上の地震が発生した場合
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があるもの
- (4) 災害に対し、国の財政的援助を要すると思われるもの
- (5) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合あるいは2市町村以上にまたがるような広域的な災害で、本市が軽微な被害であっても全体的に大規模な同一災害の場合
- (6) 市災害対策本部を設置した場合
- (7) その他特に報告の指示があった場合
- 2 通報が殺到する場合

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国(消防庁)に通報する。



3 通信の途絶等の場合

府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国(消防庁)に報告する。ただし、措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。



第5 被害状況調査の報告基準

被害状況調査の報告基準は、資料編掲載の基準によるものとする。

第6 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

大 地域住民、その他 和泉市 阪 管 発 X 気 府出先機関 見 大 象 阪 大 阪 府 台 者 府 警察本部 (和泉警察署)

通報伝達系統

第7 通信手段の確保

1 通信機能の点検

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。

2 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うものとするが、災害時においては加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

3 大阪府防災行政無線の利用

大阪府防災行政無線を活用し、大阪府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

4 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生の通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

5 市防災行政無線の利用

本部内での命令の指示、伝達及び災害状況の収集等については、有線電話で行うほか、市防災行政無線を利用する。

6 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完する ため、和泉防災無線クラブ等に協力を求め、情報の収集及び伝達等を行うものとする。

第8 罹災証明書の発行

災害により、住家等に被害を被った住民に対して「罹災証明書」を発行するものとする。

資料編 防災関係機関連絡先一覧

非常通信経路

災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式

被害状況調査報告基準 災害による罹災証明書 気象庁震度階級関連解説表